

会議結果報告書

令和6年12月18日

1	会議日時	令和6年12月2日
2	場 所	議員全員協議会室
3	件 名	可燃ごみ手数料の改定について
4	出 席 者	市長、副市長、教育長、各部長級職員、総務課長、財政課長、政策推進課関係職員
5	会議結果	■ 案のとおり決定する ☐ 一部修正の上、決定する ☐ 継続して検討する ☐ 案を否決する ☐ 報告を了承する
6	会議内容	・手数料については、ごみ処理施設の職員給与費や、燃料費の上昇は前提とした金額か。 →見込んだものである。 ・生ごみ処理機の補助については、いつまで期限で実施を考 えているのか。K P Iの設定、効果の見込みは。 →補助の期間は想定していない。生ごみの80%は減量が可 能であり、効果は見込んでいる。 ・他市町の状況から、1 リットルあたり、1.2 円への値上げ が妥当である。

備考：会議内容を簡潔に記載すること

付議(報告)書

令和 6 年10月11日

部課名 (生活福祉部 環境衛生課)

1 件名	可燃ごみ処理手数料の改定について
2 目的	当市の可燃ごみは八幡浜市に処理を委託し、八幡浜市環境センターにて焼却処理しておりますが、近年、薬品費・修繕費等の高騰により焼却にかかる費用が増加してきております。また、令和 7 年度からは 1 トンあたりの処理単価の見直しが予定されており、人口減少に伴う可燃ごみ搬入量の減少も重なり大幅な値上がりとなります(28,000 円/t→43,800 円/t)。現在、市指定もやすごみ収集袋は可燃ごみ処理手数料を加算して販売することで、可燃ごみ処理委託料の原資の一部となっておりますが、平成 16 年の合併以降値上げしておらず、可燃ごみ処理委託料に占める割合は減少してきており、来年度以降はより一般財源を要することとなります。つきましては、市民の皆さまにも費用の一部負担を求め、財源確保のため可燃ごみ処理手数料の改定について検討を行います。
3 効果	可燃ごみ処理に係る費用を一部補填することによる財政負担の軽減、可燃ごみ排出量の減少による委託料の削減が図られます。
4 現状と課題	現在は、1 トンあたり 28,000 円を八幡浜市に支出しておりますが、毎年度過不足額が生じており、昨年度過不足額は 51,294,253 円(令和 4 年度 11,353,418 円)と大きく増加し、今年度も昨年度を上回る過不足額が生じることとなっております。来年度以降は単価見直しにより過不足額は減少するものの、単価の大幅値上げ(28,000 円/t→43,800 円/t)により委託料の大幅な増加が懸念されます。
5 対応	「西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の改正が必要となり、販売事業者との契約更新、市民への周知も必要となります。また、手数料改定前に買いだめが生じることが懸

	念され、指定ごみ収集袋の納品を通常より早期に実施する必要があります。
6 スケジュール	令和 7 年 10 月 1 日 ~
7 関係法令等	・ 西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
8 関係課	-
9 予算関連	-
10 総合計画の 位置づけ	政 策) まちづくり 施 策) 自然環境・生活環境の保全 基本事業) 適正な廃棄物処理 事務事業名) 廃棄物処理委託事業
11 その他	

【再付議】

可燃ごみ処理手数料

(指定ごみ袋代)

の改定について

一般廃棄物（可燃ごみ）処理に係る費用の一部を負担いただくため
「西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」にて
家庭及び事業所から排出される可燃ごみについて
指定ごみ袋を使用いただくことで手数料を徴収。

家庭系及び少量の事業系一般廃棄物	指定ごみ袋 (販売価格)	大（45リットル）	40円/枚
		中（30リットル）	30円/枚
		小（20リットル）	20円/枚

多量の事業系一般廃棄物	10kgにつき	100円（指定ごみ袋を使用）
-------------	---------	----------------

※合併以降、料金改定未実施。

なお、上記指定ごみ袋に係る手数料内には販売委託手数料（3円/枚）及び消費税を含んでおり
ごみ袋販売事業者への販売価格は

大（45リットル）	33.4円/枚
中（30リットル）	24.3円/枚
小（20リットル）	15.2円/枚

八幡浜市環境センターにおける処理単価は
直近の傾向から搬入量等を想定し
3カ年ごとに見直しを実施。

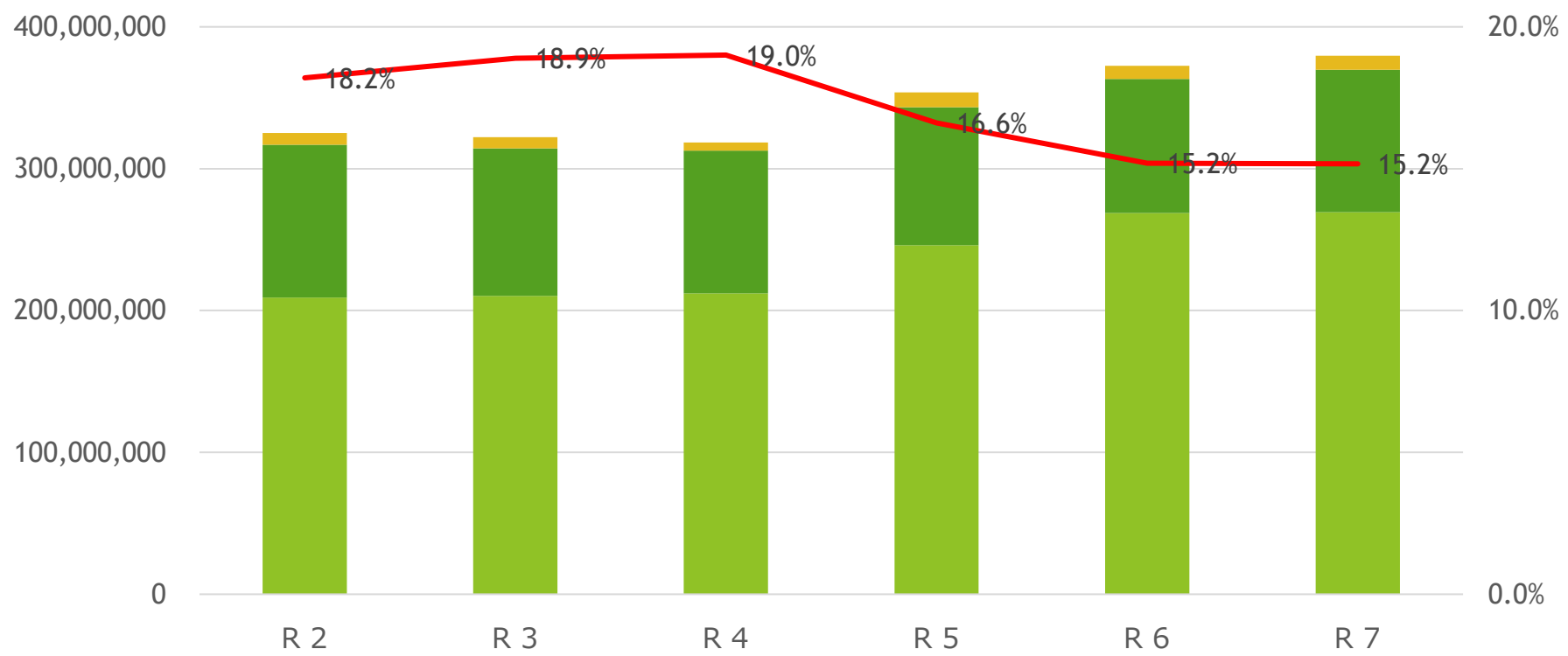
可燃ごみ処理委託料

平成28～30年度	29,810円/ t
令和元～3年度	25,600円/ t
令和4～6年度	28,000円/ t
令和7～9年度	43,800円/ t

	八幡浜市		西予市		伊方町	
令和元年度	10,312.53 t	51.70%	7,570.14 t	37.95%	2,063.20 t	10.34%
令和2年度	9,706.46 t	51.26%	7,225.49 t	38.15%	2,005.54 t	10.59%
令和3年度	9,452.97 t	50.55%	7,267.98 t	38.86%	1,980.71 t	10.59%
令和4年度	9,258.32 t	50.38%	7,170.02 t	39.02%	1,948.14 t	10.60%
令和5年度	8,681.69 t	49.62%	6,953.93 t	39.75%	1,859.97 t	10.63%
平 均		50.70%		38.75%		10.55%

各市町ともに排出量は減少傾向となっているが、西予市・伊方町の搬入割合が増加傾向となっており、**搬入割合＝負担割合**となることから、可燃ごみ削減の取り組みをしなければ負担割合は今後より増加するものと推測される。

可燃ごみ処理・収集等における手数料収入の負担割合



可燃ごみ処理委託料
 平成28～30年度 29,810円/ t
 令和元～3年度 25,600円/ t
 令和4～6年度 28,000円/ t
 令和7～9年度 43,800円/ t

処理委託料が令和5年度から増加したことにより負担割合が減少している。

■ 処理委託料 ■ 収集委託料
 ■ 作製費用 ■ 負担割合

※ 赤字 (過不足額)
 ※ H28～R5までは実績、R6・R7は予算額

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
処理委託料	209,214千円 (24,242千円)	210,302千円 (24,242千円)	212,114千円 (11,354千円)	246,005千円 (51,295千円)	268,719千円 (85,301千円)	269,288千円 (-27,502千円)
収集委託料	107,591千円	104,022千円	100,699千円	97,337千円	94,562千円	100,405千円
作製費用	8,413千円	7,936千円	5,659千円	10,447千円	9,251千円	10,009千円
合計	325,218千円	322,260千円	318,472千円	353,789千円	372,532千円	379,702千円
手数料収入	59,202千円	60,872千円	60,528千円	58,763千円	56,599千円	57,606千円
負担割合	18.2%	18.9%	19.0%	16.6%	15.2%	15.2%

管理運営費の増加に伴う処理単価の見直しにより
このままでは一般財源が増加する（180,967千円→325,860千円）。

そのため、可燃ごみ処理手数料（指定ごみ袋代）を改定することにより
増加する処理費用の一部を負担いただくこととしたい。

※事業系一般廃棄物についても指定ごみ袋を使用することとしていることから
家庭系一般廃棄物のみの改定とはならない。

【改定案】 指定ごみ袋代（可燃ごみ処理手数料）を 1枚あたり1.2円 に改定する。

指定ごみ袋代	大（45リットル）	40円/枚 → 54円/枚（14円/枚↑）	10枚540円
（可燃ごみ処理手数料）	中（30リットル）	30円/枚 → 36円/枚（6円/枚↑）	10枚360円
	小（20リットル）	20円/枚 → 24円/枚（4円/枚↑）	10枚240円

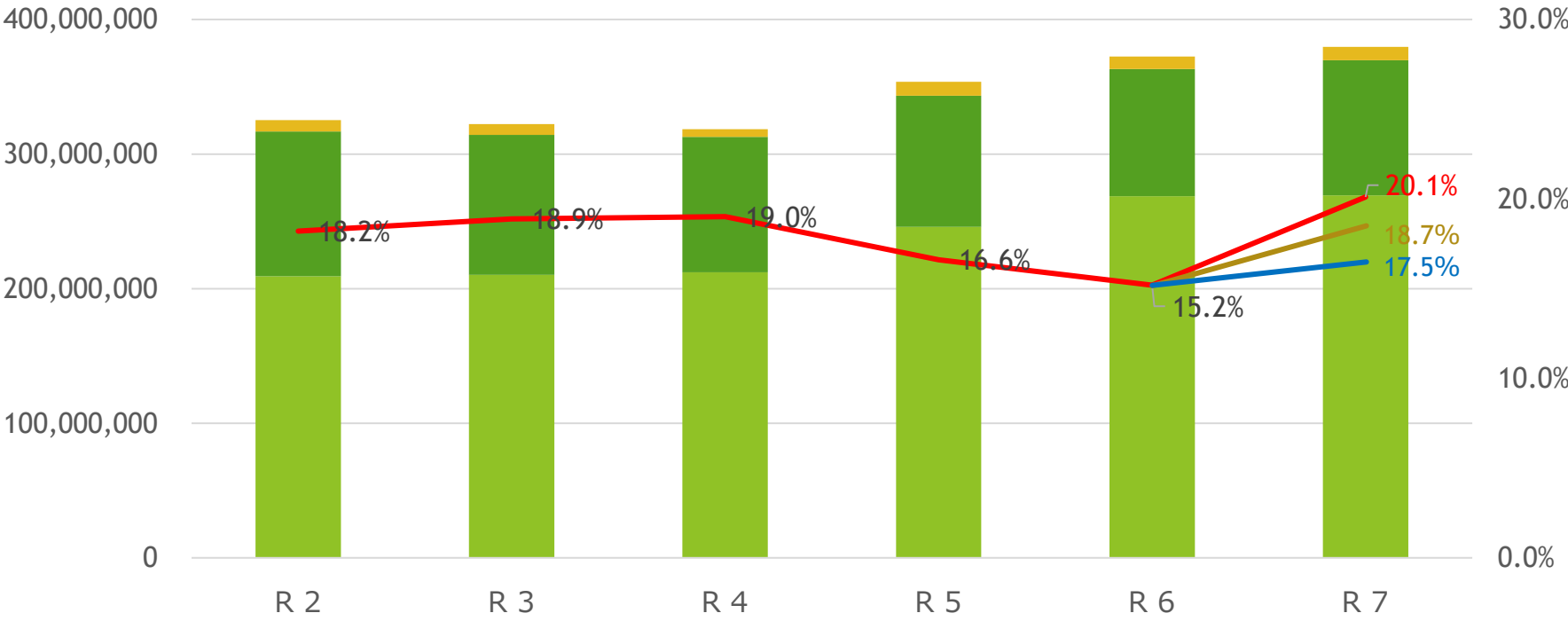
事業者引渡価格	大（45リットル）	33.4円/枚 → 46.1円/枚（12.7円/枚↑）
	中（30リットル）	24.3円/枚 → 29.7円/枚（5.4円/枚↑）
	小（20リットル）	15.2円/枚 → 18.8円/枚（3.6円/枚↑）

令和5年度販売実績で考えると	大	749,100枚 × 12.7円/枚 = 9,513,570円
	中	520,850枚 × 5.4円/枚 = 2,812,590円
	小	294,340枚 × 3.6円/枚 = 1,059,624円

合計 **13,385,784円** 歳入増加が見込める。

		現 在	1 戸あたり 1.1円	1 戸あたり 1.2円	1 戸あたり 1.3円
指定ごみ袋代 (可燃ごみ 処理手数料) ※市民負担額	大	40円/枚	50円/枚 (10円up・2.5割増)	54円/枚 (14円up・3.5割増)	59円/枚 (19円up・4.75割増)
	中	30円/枚	33円/枚 (3円up・1割増)	36円/枚 (6円up・2割増)	39円/枚 (9円up・3割増)
	小	20円/枚	22円/枚 (2円up・1割増)	24円/枚 (4円up・2割増)	26円/枚 (6円up・3割増)
事業者引渡価格 (販売手数料3円 は据置)	大	33.4円/枚	42.5円/枚 (9.1円up)	46.1円/枚 (12.7円up)	50.6円/枚 (17.2円up)
	中	24.3円/枚	27.0円/枚 (2.7円up)	29.7円/枚 (5.4円up)	32.5円/枚 (8.2円up)
	小	15.2円/枚	17.0円/枚 (1.8円up)	18.8円/枚 (3.6円up)	20.6円/枚 (5.4円up)
歳入増加額 (令和5年度販売枚数)		—	8,752,917円	13,385,784円	18,744,926円

可燃ごみ処理・収集等における手数料収入の負担割合



もやすごみ袋（大）を**2.5割値上げ**すれば15.2%→**17.5%**に改善される。

もやすごみ袋（大）を**3.5割値上げ**すれば15.2%→**18.7%**に改善される

もやすごみ袋（大）を**4.75割値上げ**すれば15.2%→**20.1%**に改善される。

■ 処理委託料 ■ 収集委託料
■ 作製費用 — 負担割合

※ 赤字（過不足額）
 ※ H28～R5までは実績、R6・R7は予算額

	R2	R3	R4	R5	R6	R7 : 1.1円/ℓ	R7 : 1.2円/ℓ	R7 : 1.3円/ℓ
処理委託料	209,214千円 (24,242千円)	210,302千円 (24,242千円)	212,114千円 (11,354千円)	246,005千円 (51,295千円)	268,719千円 (85,301千円)	269,288千円 (-27,502千円)	269,288千円 (-27,502千円)	269,288千円 (-27,502千円)
収集委託料	107,591千円	104,022千円	100,699千円	97,337千円	94,562千円	100,405千円	100,405千円	100,405千円
作製費用	8,413千円	7,936千円	5,659千円	10,447千円	9,251千円	10,009千円	10,009千円	10,009千円
合計	325,218千円	322,260千円	318,472千円	353,789千円	372,532千円	379,702千円	379,702千円	379,702千円
手数料収入	59,202千円	60,872千円	60,528千円	58,763千円	56,599千円	66,359千円	70,993千円	76,351千円
負担割合	18.2%	18.9%	19.0%	16.6%	15.2%	17.5%	18.7%	20.1%

担当課としての見解

市民のごみ処理に係る負担を2割までとし
「**1 ㍻あたり1.2円**」が望ましいと考える

1 ㍻あたりの価格を1.1円、1.2円、1.3円で試算

(大)において1.1円/㍻で2.5割、1.2円/㍻で3.5割、1.3円/㍻で4.75割の値上げ
市民感情としても5割もの負担増は受忍限度を超えるものと推測

急激な値上げはごみ袋の使用控えが考えられ、野焼き・不法投棄の増加につながる
野焼き・不法投棄ともに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」違反となり

野焼き・不法投棄ともに5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金
不法投棄にいたっては会社及び職員が投棄すれば3億円以下の罰金

【今後の処理費用の増加対策①】

▶ 生ごみ処理機（容器）設置補助による可燃ごみ排出量の減量

従来の「生ごみ処理＝堆肥化」から乾燥・減容化に特化した製品もでてきており、田畑を持たないマンション住まいの方も利用可能。

また、乾燥・減容化することにより軽量になり、高齢者のごみ出しの労力も減らすことが可能。メリットを周知して広い世代での導入を補助金により後押しする。

→可燃ごみが軽量することで西予市の負担割合が減少→処理費用の削減

電気生ごみ処理機の場合

一般的な生ごみ処理機の減容率 20% であり 80% の減容が可能

$$135.37\text{kg/年} \times 80\% = 108.30\text{kg/年}$$

$$108.30\text{kg/年} \times 43,800\text{円/t} = 4,744\text{円/年}$$

補助額を 20,000円 → 10,000円 とすれば

$$10,000\text{円} \div 4,744\text{円/年} = 2.11\text{年}$$

2年1ヶ月程度で補助額以上の削減効果が期待される。

コンポストの場合

生ごみの排出がなく100%減容可能 5,929円/年

従前、補助金額上限を3,000円×2台＝6,000円としており

$$6,000\text{円} \div 5,929\text{円/年} = 1.01\text{年}$$

1年程度で補助額以上の削減効果が期待される。



生ごみの悩みは乾燥して解決！

生ごみは乾燥させることで腐敗、嫌なニオイ、コバエの発生を抑え、室内を清潔に保つことができます。



乾燥した生ごみは約1/5まで軽くなり、汁だれもなくなるのでゴミ出しも楽に！

- パリパリキューライトアルファ (シマ産業)



参考価格：22,626～26,000円 (Amazon)

容 量：1.2リットル

処理方式：乾燥式

- パリパリキュー (シマ産業)



参考価格：35,650～45,800円 (Amazon)

容 量：2.8リットル

処理方式：乾燥式

- ルーフエン (ALPACA)



参考価格：66,000円 (公式)

容 量：5リットル

処理方式：乾燥式

- 生ごみ処理機 (パナソニック)



参考価格：86,480円 (Amazon)

容 量：6リットル

処理方式：乾燥・攪拌式

- パリパリキューアルファ (シマ産業)



参考価格：77,000円 (Amazon)

容 量：2.8リットル

処理方式：乾燥式

- 生ごみ処理機 (Reencle Prime)



参考価格：110,000円 (Amazon)

処理方式：乾燥・バイオ式

生ごみ処理機（容器）普及への対策について

① インターネット通販での購入も補助対象

若年層も含めて幅広い世代でインターネット通販は利用されており、普及を図るためにも市内事業者だけでなくインターネット通販で購入した商品についても補助対象とします。

② 市公式ライン「ごみ出しのお知らせ」にて周知

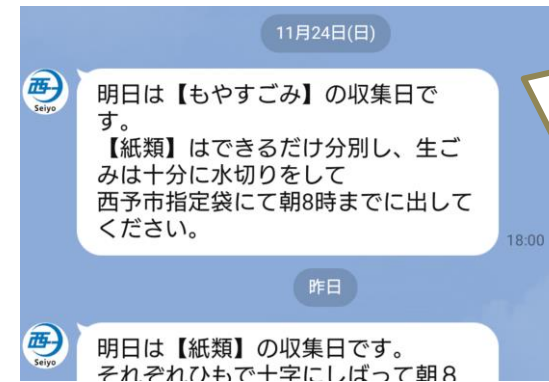
市公式ラインに前日に送信される次の日のごみのお知らせの「もやすごみ」にて、生ごみ処理機（容器）設置補助の利用について追記します。

③ ごみ出しカレンダーによる周知

再来年度（令和8年度）分からごみ出しカレンダーの表面に生ごみ処理機（容器）設置補助制度の利用促進について追記します。

④ 堆肥化ではなく減容化の効果を周知

「生ごみ処理機＝堆肥化→田畑で利用」の印象があることから、「減容化」によるごみ出しへの負担軽減について広く広報します。



明日は【もやすごみ】の収集日です。
【紙類】はできるだけ分別し、生ごみは十分に水切りをして西予市指定袋にて朝8時までに出してください。
生ごみ処理機（容器）設置補助事業もありますのでご利用ください。

【今後の処理費用の増加対策②】

▶ 広域化・集約化により処理単価を減少させる

愛媛県ごみ処理広域化・集約化計画に基づき

より広域化（八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町）した処理を実施
（県の取りまとめにより、今年度中には結果を出すよう関係市町と協議中）

大 洲 市：令和22年度までは現在の施設を使用予定し、県の計画による広域化を希望

八幡浜市：現在の施設が令和12年度まで使用できるよう改修済、以降は修繕等により令和
16年度まで使用し、令和17年度からは新施設を稼働予定

（八幡浜市・西予市・伊方町ですでに広域化しており、これ以上の広域化は望まない）

※令和13年度以降、修繕等により維持管理経費増加する可能性が高く、令和12年度に再度可燃ごみ
処理手数料について協議が必要

※広域化により処理単価の減少が見込まれる場合、可燃ごみ処理手数料について協議が必要

	令和 6 年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
市民対応													
行政対応						R6前期 指定袋入荷	行政経営 戦略会議 付議		行政経営戦略 会議 再付議		入札執行・契約締結		議会上程
								債務負担行為 上程			要綱案協議	R6後期 指定袋入荷	
										条例案協議	条例改正伺	広報掲載依頼	
	令和 7 年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
市民対応	広報掲載	環境委員会					新手数料徴収開始 10/1～						
行政対応			販売事業者契約更新						R7後期 指定袋入荷				
			R7前期 指定袋入荷										

※ 手数料改定前に買いだめが発生することが考えられ、通常より余分に在庫を用意する必要がある。
→ 海外（中国）生産であることから生産スケジュールもあり、年度内の早期入荷は難しいとのこと（事業者確認済）。
→ 債務負担行為により年度内に入札することで、令和 7 年度早期に納品が可能。